

企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴う上場制度の見直し等に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

2025年 2 月13日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和 5 年内閣府令第81号）が2023年12月22日に公布され、2025年 4 月 1 日から、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債に関して、臨時報告書の提出が求められることとなりました。また、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和 6 年内閣府令第83号）が2024年 9 月27日に交付され、2025年 4 月 1 日から、株式報酬としての株式発行等の決定について、インサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準が改正されることとなりました。

これらを踏まえ、当取引所は、適時開示事由の追加を行うなど「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、2025年 4 月 1 日から施行します。

II. 改正概要

1. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債に係る適時開示事由の追加等

- ・ 以下の場合に適時開示を求めることとします。

① 開示事項

- ・ 上場会社又は上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、以下の a 又は b に掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合
 - a 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結又は財務上の特約が付された社債の発行（既に締結している金銭消費貸借契約又は発行している社債に、新たに財務上の特約を付す場合を含みます。）
 - b 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は金銭消費貸借契約若しくは社債の財務上の特約の内容の変更（当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微なものを除きます。）

- ② 上場会社又は上場会社の子会社等において、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約について財務上の特約に定める事由が発生した場合

（備 考）

・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第402条第 1 号 a s 及び a t、有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第401条第 1 項第13号及び第14号等

・ 規程第402条第 2 号 s の 2、施行規則第402条第 1 項第11号等

2. 株式報酬としての株式発行等に係る軽微基準の改正

- ・ 株式報酬としての株式発行等の決定に係る適時開示上の軽微基準を、以下のいずれかに該当することとします。

- ① 希薄化率が1%未満と見込まれること
- ② 価額（時価）の総額が1億円未満と見込まれること

- ・ 施行規則第401条第1項第1号b

3. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

- ・ 規程令和6年4月26日改正付則、施行規則第401条第1項第4号、別添4

Ⅲ. 施行日

- ・ 2025年4月1日に施行します。
- ・ 1. ①b及び②に関して、2024年4月1日より前に締結された金銭消費貸借契約については、2026年3月31日まで適用しないことができます。

以 上